

岡山市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）第19条の2第1項の規定に基づき、岡山市発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 発達障害者の早期発見と乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援のあり方に関する事。
- (2) 発達障害者を支援するための関係機関のネットワークの整備に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発達障害者の支援体制の整備に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員のうち25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 障害児・者関係団体
- (4) 雇用関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関等関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が適当であると認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が決定するまで引き続きその職務を行うものとする。

(座長等)

第4条 協議会に、座長1名及び副座長1名を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集等)

第5条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ、協議会に関係者（委員以外の者）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題別検討部会)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、課題別検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、座長が指名する者とする。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は構成員の互選により選出する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会の活動状況については、協議会に報告する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、岡山っ子育成局発達障害者支援センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。